

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年 5 月22日
【会社名】	スーパーバッグ株式会社
【英訳名】	Superbag Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福田晴明
【本店の所在の場所】	東京都豊島区西池袋 5 丁目18番11号
【電話番号】	(03)3987-9201
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員管理本部長 柳井俊一郎
【最寄りの連絡場所】	埼玉県所沢市若狭 1 丁目2602番地
【電話番号】	(04)2938-1222
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員管理本部長 柳井俊一郎
【縦覧に供する場所】	スーパーバッグ株式会社 大阪支店 (大阪府大阪市都島区東野田町 1 丁目20番 5 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2020年5月22日開催の監査役会において、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動を行うことについて決議するとともに、同日開催の取締役会において、当該議案を2020年6月26日開催予定の第83回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

史彩監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

東陽監査法人

(2) 異動の年月日

2020年6月26日（第83回定時株主総会開催予定日）

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

1976年6月29日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である東陽監査法人は、2020年6月26日開催予定の第83回定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。これに伴い、監査役会は同監査法人の監査継続年数が長期にわたっていることから、他の監査法人と比較検討を行ってまいりました。その結果、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人に必要とされる専門性、独立性及び品質管理体制を有しており、会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えていること、また監査報酬が妥当であると判断したため、新たに史彩監査法人を会計監査人として選任するものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査役会の意見

妥当であるとの回答を得ております。